

令和3年度当初予算の各事業概要

単位(千円)

| 部局名 | 事業名 | 細事業名 | 事業費 | 県費 | 事業概要(目的) | 政策体系名称 |
|-----|-------------------|-------------------|---------|---------|---|----------------------|
| 総務部 | 県庁舎ペーパーリサイクル促進事業費 | 県庁舎ペーパーリサイクル促進事業費 | 13,181 | 12,565 | 本庁舎及び各地域機関から排出される不要な紙類、保存期間が満了した公文書、焼却文書及び産業廃棄物の分別回収を徹底することで、機密文書や古紙類、蛍光灯、乾電池、金属類を再資源化し、焼却ごみ等廃棄物の排出量を抑制することにより、環境負荷の低減を図ります。 | 廃棄物総合対策の推進 |
| 総務部 | 人事管理費 | 人権等研修費 | 7,084 | 7,043 | 県職員が、研修等により、さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題を自らの課題として認識し、その解決に積極的に取り組むことができるようになるための経費 | 人権が尊重される社会づくり |
| 総務部 | 栄典事務費 | 栄典事務費 | 1,648 | 1,648 | 叙勲及び褒章、県民功労者表彰に関する事務経費 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営 |
| 総務部 | 人事管理費 | 人事管理事務費 | 40,538 | 30,467 | 「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進めることができる、高い意欲と能力を持った人づくりに取り組むとともにコンプライアンスの徹底を図るための経費。 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営 |
| 総務部 | 人事管理費 | 給与総務事務費 | 124,647 | 109,043 | 給与制度に従って迅速かつ正確に職員に支給するためのシステム運用、事務処理にかかる経費 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営 |
| 総務部 | 職員健康管理費 | 職員健康管理運営費 | 96,087 | 95,700 | 各種の健康管理事業及び健康診断事業を実施し、職員の健康管理を支援するとともに、職員の生活設計策定の支援を行う。 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営 |
| 総務部 | 福祉対策費 | 職員厚生事業費 | 44,501 | 43,262 | 職員の福利厚生のため、ライフプラン事業、三重県職員福利厚生事業等に取り組む。 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営 |
| 総務部 | 福祉対策費 | 地方職員共済組合負担金 | 52,350 | 47,588 | 地方公務員等共済組合法に規定する費用の負担区分に基づく組合事業に要する経費 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営 |
| 総務部 | 組織管理費 | 組織管理事務費 | 78,164 | 77,399 | 行政課題に柔軟で弾力的に対応できる行政機構の整備に向けて、簡素で効率的な組織機構の構築を図る。 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営 |
| 総務部 | 組織管理費 | 総務事務費 | 201,265 | 164,735 | 職員の服務・給与、旅費等の手続きについて、総務事務システムにより処理を行うとともに、総務事務を集中化し、外部活力の活用等により、職員の利便性を損なうことなく、効率的、効果的に事務を処理する経費。 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営 |
| 総務部 | 職員研修センター費 | 職員研修センター費 | 28,352 | 28,347 | みえ県民カビジョンを着実に進めていくために不可欠な、高い意欲と能力を持った人材を育成することを目的として、「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、職員力のさらなる向上に向けた研修を実施する。 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営 |
| 総務部 | 文書管理費 | 文書管理事務費 | 24,678 | 23,656 | ・公印の管理及び文書の収発を、円滑適正に処理し、保存文書の整備及び管理を行う。 ・三重県公文書等管理条例の規定に基づき、三重県公文書等管理審査会を運営するとともに、公文書の適正管理の徹底に努める。 ・全庁で使用する高速コピー機及びカラーコピー機の保守管理を行う。 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営 |
| 総務部 | 法令審査費 | 法務事務費 | 5,487 | 5,323 | 法令執行の適正化を図るための法務事務及び訴訟事務を行う。 ・法規文書等の整備及び審査並びに法令の解釈 ・訴訟、不服申立てに関すること ・公報掲載案件等を審査し、その適正化を図ること ・三重県行政不服審査会の運営 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営 |
| 総務部 | 行政改革推進費 | 行政改革推進事業費 | 2,157 | 2,157 | 「第三次三重県行財政改革取組」における各取組の推進及び適切な進捗管理を行うとともに、「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」による政策推進の仕組みの運用や、職員の提案・表彰制度等職員の意欲向上に向けた組織風土づくりなどに具体的に取り組む。 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営 |
| 総務部 | 行政改革推進費 | 公益法人外郭団体事業費 | 1,078 | 1,078 | 三重県公益認定等審議会の開催等、公益法人制度に関する事務を行う。また、県出資法人条例等に基づく経営評価制度の的確な運用を図るとともに、外部環境の変化も踏まえ、外郭団体が自立的かつ透明性の高い運営が行われるよう取組を進める。 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営 |
| 総務部 | 政策評価推進費 | 政策評価等推進事業費 | 671 | 671 | 「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」の令和2年度の取組について評価を行い、「令和3年版成果レポート」として取りまとめ県民の皆様へ公表する。 「事業改善に向けた有識者懇話会」を開催し、外部有識者からいただいた意見を今後の事業展開や当初予算編成に活用する。 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営 |
| 総務部 | 恩給及び退職年金費 | 恩給諸事業費 | 7,751 | 7,751 | 昭和37年11月30日以前に県を退職した職員及びその遺族の生活を保障するため、恩給・退隠料・扶助料を支給する。 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営 |
| 総務部 | 外部監査費 | 外部監査費 | 11,195 | 11,195 | 平成9年の地方自治法の一部改正において、導入された外部監査強化制度により、監査機能の専門性・独立性を強化するとともに、監査機能に対する住民の信頼性を高めるため、外部監査を実施する。 | 行財政改革の推進による県行政の自立運営 |
| 総務部 | 県庁舎等管理費 | 県庁舎等管理事業費 | 993,318 | 943,585 | 適切な維持管理により、庁舎を利用する全ての人に対し、安全・安心で清潔な環境を提供します。 | 行財政改革の推進による県財政の的確な運営 |
| 総務部 | 県庁舎等管理費 | 合同ビル管理費負担金 | 22,714 | 15,033 | 三重県が区分所有している三重県合同ビルの総務部所管部分にかかる通常維持管理経費を負担し、施設の適切な維持管理を行います。 | 行財政改革の推進による県財政の的確な運営 |
| 総務部 | 県庁舎等管理費 | 勤労者福祉会館管理費 | 41,163 | 29,896 | 三重県が所有する三重県勤労者福祉会館について、管理運営を行っている(公財)三重県労働福祉協会に対して会館内の県行政財産部分にかかる通常維持管理経費を負担し、施設の適切な維持管理を行います。 | 行財政改革の推進による県財政の的確な運営 |
| 総務部 | 県庁舎等管理費 | 自動車管理事業運営費 | 38,358 | 25,164 | 管財課が所管している集中管理公用車について、適切に維持管理するとともに、効率的な運行管理により本庁職員の効率的な職務の遂行に寄与します。また、管理する公用車について環境にやさしい低公害車を導入し、窒素酸化物等の有害物質の排出を抑制し環境負荷の低減を図ります。 | 行財政改革の推進による県財政の的確な運営 |

| 部局名 | 事業名 | 細事業名 | 事業費 | 県費 | 事業概要(目的) | 政策体系名称 |
|-----|-------------|------------------|-----------|-----------|--|--------------------------|
| 総務部 | 予算調整費 | 予算調整事務費 | 1,232,167 | 1,231,518 | (1)財政課の運営に関する経費 (2)予算編成・執行に関する経費、議会に提出する議案の作成及び財政資料の作成に要する経費 (3)予算編成支援システムの運用等に要する経費 (4)企業会計からの繰入金にかかる償還額相当の繰出 (5)地方公会計システムの再構築に要する経費 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 予算調整費 | 財政調整基金積立金 | 127,904 | 0 | 三重県財政調整基金の運用から生じる果実等を当該基金に積み立てる。 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 予算調整費 | ふるさと応援寄附金基金積立金 | 13,319 | 0 | ふるさと応援寄附金基金の運用から生じる果実及び寄附金を当該基金に積み立てる。 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 財産管理費 | 県有建物火災保険料 | 90 | 63 | 県有建物の火災等万が一の損害に備えます。 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 財産管理費 | 県有財産市町交付金 | 127,174 | 96,252 | 各市町に所在する県有財産のうち、県が行政事務に直接使用していない財産(職員公舎等)について、固定資産税相当の財源を当該市町に補填します。 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 財産管理費 | 県有財産評価料及び事務費 | 17,544 | 1,047 | 県が所有している財産について適正な管理を行うとともに、未利用財産の売却や利活用を積極的に進めます。 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 県庁舎等維持修繕費 | 県庁舎等維持修繕費 | 1,016,177 | 85,679 | 県庁舎への来庁者や勤務する職員、公舎に入居する職員等が、安全・安心に施設を利用できるように施設管理、維持修繕等を行います。 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 税務総務費 | 税務総務事務費 | 164,934 | 164,419 | ①税務業務支援員(旧嘱託員)にかかる経費 ②税務業務支援員(旧業務補助職員)にかかる経費 ③税務業務支援員(確定申告)にかかる経費 ④訴訟にかかる弁護士費用 ⑤税務広報にかかる経費 ⑥政策開発経費 ⑦その他 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 賦課調査費 | 賦課調査事務費 | 192,458 | 172,865 | 県税の課税調査、課税事務等にかかる経費 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 賦課調査費 | 電算管理費 | 500,500 | 204,257 | 総合税システム、軽油流通情報管理システム、たばこ流通情報管理システム維持管理経費及び総合税システム改修経費等 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 賦課調査費 | 個人県民税・地方消費税徴収取扱費 | 3,116,054 | 2,912,063 | 地方税法第41条に基づき市町が個人の県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県は市町に徴収取扱費を支払う。 地方消費税は消費税の賦課徴収と併せて行うものとされており、国が徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、県は国に徴収取扱費を支払う。 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 賦課調査費 | 県税過誤納金等還付金 | 5,238,082 | 5,237,982 | 県税過誤納金等に関する還付金。 還付金は法人二税に関するものが約9割を占めるが、これは前年度に予定・中間申告した法人が、当該年度に確定申告し税額が少なくなった場合、過年度確定額を減額更正した場合に還付するものである。 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 地方税収確保対策事業費 | 地方税収確保対策事業費 | 310 | 310 | 県税収入の確保については市町において賦課徴収される個人県民税など市町税収と密接に関連しているものもあることから、県・市町を構成メンバーとする連絡会議を組織し、県と市町が協力して、地方税収の確保、税務職員の資質の向上等を図る。 また、特別徴収の促進及び市町の現年度徴収率向上に向けた取組を行い、地方税収の確保を図る。 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |

| 部局名 | 事業名 | 細事業名 | 事業費 | 県費 | 事業概要(目的) | 政策体系名称 |
|-----|-------------|------------|------------|------------|---|--------------------------|
| 総務部 | 滞納処分費 | 滞納整理事務費 | 42,917 | 0 | 県税の滞納整理に要する経費。 高額滞納者に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、「特別徴収機動担当」と県税事務所が連携のうえ、機動的に滞納整理を実施し、県税収入確保を図る。 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 犯則取締費 | 犯則取締事務費 | 4,347 | 4,347 | 納税者の申告内容が適正であるかの調査を行い、適正な税務行政の推進と軽油引取税の脱税防止を図る。 また、各関係機関、軽油を販売または使用する民間団体と連携のうえ、広域機動調査及び不正軽油撲滅PRなどを実施する。 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 納税奨励費 | 特別徴収義務者交付金 | 572,115 | 572,115 | ゴルフ場利用税の賦課徴収の円滑な運営及び納期内納入の促進を図ることを目的に、特別徴収義務者に対し、特別徴収に要した経費の一部を補填する。 軽油引取税の賦課徴収の円滑な運営及び納期内納付の促進を図ることを目的に、特別徴収義務者に対し、特別徴収に要した経費の一部を補填する。 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 公債諸費 | 公債費事務費 | 396,698 | 396,698 | (1)県債発行等に係る事務手数料 (2)新発債にかかる発行手数料 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 地方消費税清算金 | 都道府県清算金 | 53,188,224 | 53,188,224 | 各都道府県に納付された地方消費税は消費に関連した基準(商業統計の小売年間販売額、経済センサス活動調査のサービス業対個人事業収入額等)によって、都道府県間において清算を行う。 清算時期: 2~4月 5月に清算 5~7月 8月に清算 8~10月 11月に清算 11~1月 2月に清算 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 利子割交付金 | 市町交付金 | 281,359 | 281,359 | 県民税利子割税収額に政令で定める率(99/100)を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額(3ヶ年分)に按分して当該市町に交付する。 令和3年3月~令和4年2月までの県民税利子割税収額を対象とする。 交付時期: 3~7月 8月に交付 8~11月 12月に交付 12~2月 3月に交付 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 配当割交付金 | 市町交付金 | 1,325,979 | 1,325,979 | 県民税配当割税収額に政令で定める率(99/100)を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額(3ヶ年分)に按分して当該市町に交付する。 令和3年3月~令和4年2月までの県民税配当割税収額を対象とする。 交付時期: 3~7月 8月に交付 8~11月 12月に交付 12~2月 3月に交付 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 株式等譲渡所得割交付金 | 市町交付金 | 757,227 | 757,227 | 県民税株式等譲渡所得割税収額に政令で定める率(99/100)を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額(3ヶ年分)に按分して当該市町に交付する。 令和3年3月~令和4年2月までの県民税株式等譲渡所得割税収額を対象とする。 交付時期: 3月に交付 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |

| 部局名 | 事業名 | 細事業名 | 事業費 | 県費 | 事業概要(目的) | 政策体系名称 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|--|--------------------------|
| 総務部 | 法人事業税交付金 | 市町交付金 | 3,603,117 | 3,603,117 | 法人事業税収入額に政令で定める率(7.7/100)を乗じた額を、各市町における法人市町民税法人税割の前3年度の額と事業所統計の各市町従業員数で按分して当該市町に交付する。 交付時期: 3~7月 8月に交付 8~11月 12月に交付 12~2月 3月に交付 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 地方消費税交付金 | 市町交付金 | 38,205,129 | 38,205,129 | 清算後の地方消費税収入額の1/2を、市町に対して人口及び従業者数に按分して交付する。 令和3年2月~令和4年1月までの清算後の地方消費税収入額を対象とする。 交付時期: 2~4月 6月に交付 5~7月 9月に交付 8~10月 12月に交付 11~1月 3月に交付 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | ゴルフ場利用税交付金 | 市町交付金 | 1,104,530 | 1,104,530 | ゴルフ場利用税の収入額の7/10に相当する額をゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場が所在する市町に交付する。 令和3年3月~令和4年2月までのゴルフ場利用税収入額を対象とする。 交付時期: 3~7月 8月に交付 8~11月 12月に交付 12~2月 3月に交付 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 自動車取得税交付金 | 市町交付金 | 100 | 100 | 自動車取得税収入額に政令で定める率(95/100)を乗じた額に7/10に相当する額を市町に対し、市町道の延長及び面積に按分して交付する。 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 環境性能割交付金 | 市町交付金 | 920,070 | 920,070 | 自動車税環境性能割収入額に政令で定める率(95/100)を乗じた額に47/100に相当する額を市町に対し、市町道の延長及び面積に按分して交付する。 令和3年4月から令和4年3月までの自動車税環境性能割収入額を対象とする。 交付時期: 4~7月 8月に交付 8~11月 12月に交付 12~3月 3月に交付 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 利子割精算金 | 関係都道府県精算金 | 100 | 0 | 法人の利子所得に対して二重課税される県民税法人税割と利子割は、法人が確定申告で、法人税割から利子割分を控除して申告する(控除しきれない場合還付を受ける)ことで調整されるものであるが、当該利子割の納入都道府県と、控除・還付する都道府県とが異なることから都道府県間で精算を行う。 精算時期: 1~5月 7月に精算 6~9月 11月に精算 10~12月 2月に精算 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 元金償還金 | 県債管理基金積立金 | 3,725,347 | 0 | 満期一括償還県債の償還に備えるため、満括分年割額の積立を行う。 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 公債諸費 | 公債費事務費 | 80,314 | 0 | 借換債にかかる発行手数料。 | 行財政改革の推進による県財政の 的確な運営 |
| 総務部 | 収用委員会費 | 収用委員会事務費 | 397 | 397 | 収用委員会の運営及び収用裁決申請等に対する審理を行う。 | 行政委員会 |
| 総務部 | 総務給与費 | 人件費 | 1,145,105 | 1,145,105 | 総務部職員(徴税職員を除く)の人件費 | 人件費 |
| 総務部 | 人事管理費 | 職員退職手当 | 3,576,827 | 3,576,827 | 職員の新陳代謝の促進等を目的として、退職する職員に支給するための経費 | 人件費 |
| 総務部 | 人事管理費 | 職員公務災害補償費 | 39,499 | 39,479 | 職員が公務上又は通勤による災害を受けた場合にその災害によって生じた損害の補償等を行うとともに、知事部局職員分の地方公務員災害補償基金への負担金の拠出を行う。 | 人件費 |
| 総務部 | 福祉対策費 | 児童手当 | 483,615 | 483,615 | 児童を養育する職員に児童手当を支給することにより、家庭生活の安定と児童の健全な育成及び少子化対策への対応を図ることを目的とする。 | 人件費 |
| 総務部 | 収用委員会費 | 収用委員会報酬 | 4,101 | 4,101 | 収用委員会の運営及び収用裁決申請等に対する審理を行う。 | 人件費 |
| 総務部 | 税務総務費 | 人件費 | 1,796,080 | 1,768,946 | 徴税職員の人件費 | 人件費 |
| 総務部 | 利子償還金 | 一時借入金利子支払金 | 650 | 547 | 歳計現金の資金繰りに伴う一時借入、基金の繰替運用により発生する利子の支払い。 | 公債費 |
| 総務部 | 県債管理特別会計繰出金 | 県債管理特別会計繰出金 | 110,889,445 | 102,347,118 | 県債管理特別会計への繰出金(公債費分) | 公債費 |
| 総務部 | 元金償還金 | 元金償還金 | 136,567,280 | 0 | 既発行県債の元金の支払い。 | 公債費 |

| 部局名 | 事業名 | 細事業名 | 事業費 | 県費 | 事業概要(目的) | 政策体系名称 |
|-----|-------|-------|-----------|--------|--------------------------|--------|
| 総務部 | 利子償還金 | 利子償還金 | 6,667,190 | 0 | 既発行県債の利子の支払い。 | 公債費 |
| 総務部 | 組織管理費 | 交際費 | 61 | 61 | 総務部長交際費 | その他 |
| 総務部 | 予備費 | 予備費 | 50,000 | 50,000 | 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための経費 | その他 |